

## 三次市告示第28号

三次市避難行動要支援者個別避難計画要領を次のように定める。

令和4年3月3日

三次市長 福岡誠志

### 三次市避難行動要支援者個別避難計画要領

#### (目的)

第1条 この告示は、近年、全国で毎年のように発生する大規模災害において避難行動要支援者の被害が顕著であることを踏まえ、避難行動要支援者本人等の同意と避難支援等関係者等の協力のもと、個々の避難行動要支援者について、平時から避難支援等に係る必要事項を記載した個別避難計画を作成し、当該個別避難計画の情報を避難支援等に必要な限度で計画関係者及び市長が共有することにより、災害時における避難行動要支援者の適切な避難を実効あるものとし、もって避難行動要支援者の被害の軽減を図ることを目的として、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（令和3年三次市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関し、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この告示における用語は、条例及び三次市避難行動要支援者名簿に関する

る条例施行規則（令和3年三次市規則第26号。以下「規則」という。）の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別避難計画 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画
- (2) 個別避難計画情報 個別避難計画に記載し、又は記録された情報
- (3) 避難支援等実施者 避難支援等関係者のほか緊急時の連絡先である者、避難先の施設の管理者、安否確認担当者等であって当該避難行動要支援者の避難支援等を実施又は避難支援等に関与する者
- (4) 計画関係者 個別避難計画に係る避難支援等関係者、避難支援等実施者、緊急連絡先となる者及び本人等
- (5) 本人等 避難行動要支援者本人又はその代理人（本人の直系血族、同居の親族又は法定代理人）

（対象者）

第3条 個別避難計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、条例第3条各号に定める者であって、条例第5条第2項により拒否する旨を申し出た者以外の者とする。ただし、個別避難計画の作成について本人等の同意が得られない場合は、この限りでない。

（作成の同意）

第4条 市長又は計画関係者は、個別避難計画を作成しようとするときは、本人等に対して、第1条に定める目的、第6条に定める記載事項、第7条に定める個別避難計画情報の提供及び第9条に定める個別避難計画の利用その他必要な事項について説明し、同意を得るものとする。

（個別避難計画の作成）

第5条 個別避難計画は、次のいずれかにより作成するものとする。

- (1) 市長が自ら作成する場合
- (2) 本人等が記入したもの又は避難支援等関係者若しくは避難支援等実施者が記入した事項を本人等が適切である旨確認したもの（以下「個別避難計画案

」という。)であって、市長がその内容及び作成方法について適切と認めた場合

- 2 計画関係者は、前項第2号に規定する個別避難計画案を作成した場合は、市長にその写しを提出するものとする。
- 3 市長は、前項により提出された個別避難計画案について適切と認めたときは、その旨を当該提出した計画関係者に連絡するものとする。
- 4 前項の連絡を受けた計画関係者は、当該個別避難計画案を個別避難計画情報として保管するものとする。
- 5 個別避難計画の作成に当たっては、個々の対象者に係る災害リスク、心身の状況、支援環境等を勘案し、避難支援等の必要性が高いと判断される者から優先的に作成するものとする。

(記載事項)

第6条 個別避難計画には、条例第4条第2項各号に定める事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他市又は計画関係者において避難支援等に必要と認める事項

(個別避難計画情報の提供)

第7条 市長は、第5条第1項第1号により自ら個別避難計画を作成したとき又は第5条第3項により提出された個別避難計画案について適切と認めたときは、個別避難計画として保管するとともに、避難支援等に必要な限度で、当該個別避難計画に係る本人等の同意を得て、当該個別避難計画に係る計画関係者に個別避難計画情報を提供するものとする。

- 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができるものとする。

(個別避難計画情報の管理等)

第8条 前条の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあってはその役員。以下「計画情報の被提供者」という。）は、当該個別避難計画情報の漏えいの防止及び適正な利用を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該個別避難計画に係る本人等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 計画情報の被提供者若しくはその職員その他の個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該個別避難計画情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 計画情報の被提供者は、提供を受けた個別避難計画情報について、漏えいが生じ又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(個別避難計画の利用)

第9条 市及び計画関係者は、個別避難計画を踏まえ、平時から適切な避難方法等を検討・共有するとともに、災害時においては、避難の呼びかけ、安否確認、避難先での生活支援等の避難支援に利用するものとする。

(個別避難計画の修正等)

第10条 第5条及び第7条第1項の規定は、個別避難計画を修正する場合に準用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年3月3日から施行する。